［削る］

（フレキシブルディスクの記録方式）

第三十六条　第三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一に規定する方式

２　第三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第三十七条　第三十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

［削る］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第十七中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

様式第十八から様式第二十五までを削る。

（商工会議所法施行規則の一部改正）

第四条　商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法）	（表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法）
第四条の三　法第十七条第三項（法第二十三条第三項、第二十四条第八項及び第五十条において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	**第四条の三**　法第十七条第三項（法第二十三条第三項、第二十四条第八項及び第五十条において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一　［略］	一　［略］
二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
（監事の意見書に係る電磁的記録）	（監事の意見書に係る電磁的記録）
第五条の二　法第三十九条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。	**第五条の二**　法第三十九条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第十三条　第一条の申請書並びに同条第二号及び第三号に掲げる添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。	**第十三条**　第一条の申請書並びに同条第二号及び第三号に掲げる添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を様式第十六により記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
２　次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。	２　次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
一～八　［略］	一～八　［略］